

『29 年版 初心者にもよくわかる給与計算マニュアル』（平成 29 年 4 月 20 日発行）
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

●・14 頁(4)①の 4 行目

【誤】

「その労働時間と労働日数については、次の(ア)、(イ)ともに該当している場合は、常用的使用関係があると認められることとなります。」

【正】

「1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が常時雇用者（一般従業員）の 4 分の 3 以上の場合には、常用的に使用される人に該当し、被保険者とされます。」

以上